

枚方市人事行政の運営等の状況の公表

平成22年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市では、平成13年12月に策定した第2次行政改革推進実施計画を引き継ぐとともに、いつそう踏み込んだ構造改革の具体化を図るため、平成18年3月に策定した構造改革アクションプラン(平成23年4月改定)に基づき、引き続き平成25年4月までに普通会計で700人、特別・企業会計で70人を削減する(平成16年4月比)目標を設定し、職員数の適正化に取り組んでいます。

同時に、人件費の削減を重要課題として掲げ、給与月額額の減額措置の実施や職務職責に応じた給与制度の推進などに取り組んでいます。

各機関における取り組み

教育委員会では、学校校務員の一人配置や学校給食調理場運営への民間委託導入などを実施し、職員数の適正化に取り組んできました。今後も効率的な業務の執行体制を確保するため、適正な人事管理に取り組んでいきます。

水道局では、今日まで機構改革等による人員の削減や事業の経営状況を踏まえて、効率的な職員配置に取り組んできました。今後も平成19年に策定した枚方市水道ビジョン並びに水道事業中期経営計画に基づき、業務の見直しや民間活力の導入などを進め、職員数の適正化に取り組んでいきます。

市民病院では、平成21年3月に「市立枚方市民病院改革プラン」を策定し、職員数の適正化を図るなど、経営の効率化に取り組んでいます。しかしながら、病院事業の安定と健全性を継続するためには、優秀な医師、看護師の確保、定着を図ることも必要であることから、医師の処遇改善や看護体制プログラムの具体化にも取り組み、病院組織の機能的な運営を進めています。

市全体として、これまでから、経常的経費において高い割合を占める人件費の削減は市の重要課題と捉え、厳しい財政状況の下で、より効果的・効率的な行政運営を行うための取り組みを進めています。

職員定員管理の適正化による人件費の抑制を図るための構造改革アクションプランの目標(平成16年4月～25年4月)の達成状況については、平成16年4月から平成23年4月までの7年間で649人の正職員を削減してきております。人件費についても、支出のピークであった平成10年度の約310億円から中期計画の最終年度となる平成19年度には約260億円に、平成22年度では約232億円にまで削減しました。また、職員数の適正化を進める中で、職員定数と実職員数との乖離が大きくなっていることから、平成22年12月に枚方市職員定数条例を改正し、実職員数に合った定数管理を行うこととしました。

今後も、市民サービスの水準を維持しながら効率化を図り、職員数の適正化と人件費の削減に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式(総務事務次官通知 平成17年8月29日 総行給第103号 及び、公務員部長通知 平成23年3月1日 総行給第6号)を基本として公表しています。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

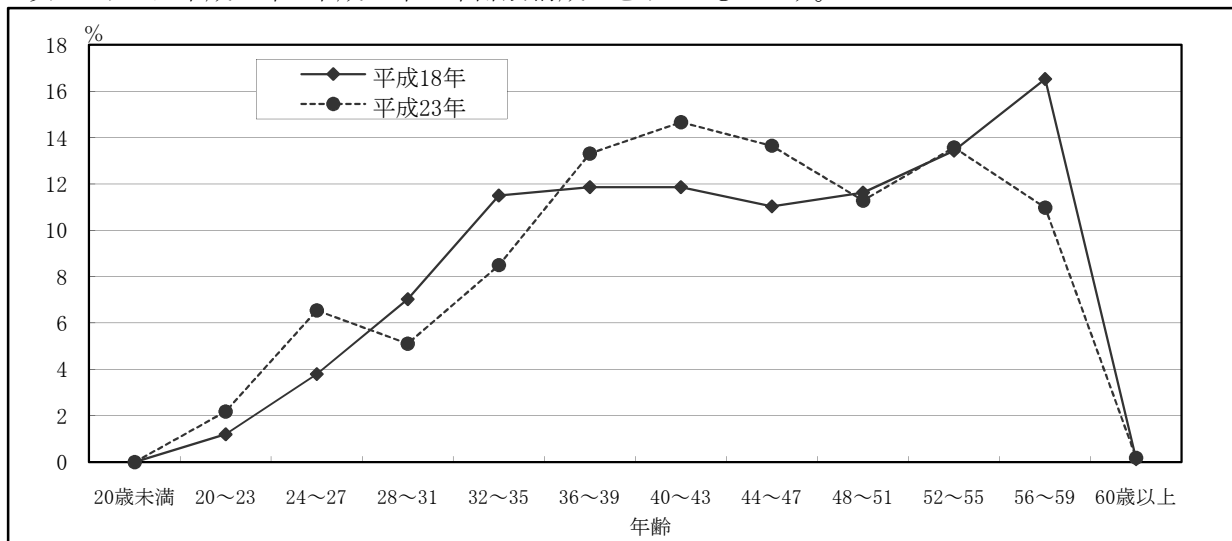
部門	区分	職員数		平成23年(対前年)			平成22～23年の主な増減理由	
		平成22年	平成23年	増員	減員	差引		
普通会計部門	一般行政部門	議会	18	18			0	
		総務	351	342	18	27	△ 9	情報推進事務、地域振興業務の体制充実(増) 国勢調査実施本部の解散、人員体制の見直し、再任用職員配置(減)
		税務	115	112	1	4	△ 3	税務関係業務の管理体制強化(増) 人員体制の見直し、再任用職員配置(減)
		民生	534	563	35	6	29	生活保護業務、保育所業務の体制充実(増) 人員体制の見直し、再任用職員配置(減)
		衛生	413	395	5	23	△ 18	衛生、清掃業務の体制充実(増) ごみ収集業務の民間委託、再任用職員配置(減)
		労働	5	4		1	△ 1	再任用職員配置(減)
		農林水産	15	15			0	
		商工	11	9		2	△ 2	人員体制の見直し(減)
		土木	319	257	20	82	△ 62	建築・都市計画業務の体制充実(増) 機構改革による組織の再編(減)
		計	1,781	1,715	79	145	△ 66	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.2人 (特例市40市の人口1万人当たり職員数 44.8人)
	教育部門	335	316	2	21	△ 19	教育管理業務の体制充実(増) 人員体制の見直し、再任用職員配置(減)	
	小計	2,116	2,031	81	166	△ 85	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.9人 (特例市40市の人口1万人当たり職員数 53.9人)	
公営企業等会計部門	病院	309	321	15	3	12	薬剤師業務、看護師業務の体制充実(増) 人員体制の見直し(減)	
	水道	121	119	2	4	△ 2	水道管理業務の体制充実(増) 人員体制の見直し、再任用職員配置(減)	
	下水道	60	110	50		50	機構改革による組織の再編(増)	
	その他	86	78		8	△ 8	人員体制の見直し、再任用職員配置(減)	
	小計	576	628	67	15	52		
	定員管理調査合計	2,692	2,659	148	181	△ 33	<参考> 人口1万人当たり職員数65.3人	
	[]内は 条例定数の合計	[3,785]	[3,181]	-	-	-		

[注]定員管理調査合計には、教育長1人を含みます。

※定員管理調査とは総務省で毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成18年と平成23年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	
平成18年	-	36	114	211	345	356	
平成23年	-	58	174	136	226	354	
区分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成18年	356	331	349	403	496	4	3,001
平成23年	390	363	300	361	292	5	2,659

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政部門		1,874	1,881	1,819	1,830	1,781	1,715	△ 159	(△8.5%)
教育部門		487	418	365	360	335	316	△ 171	(△35.1%)
普通会計計		2,361	2,299	2,184	2,190	2,116	2,031	△ 330	(△14.0%)
公営企業等会計計		640	608	599	575	576	628	△ 12	(△1.9%)
総合計		3,001	2,907	2,783	2,765	2,692	2,659	△ 342	(△11.4%)

[注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(平成23年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
事務職員	事務員	848	271
	福祉主事	67	13
	児童指導員	1	-
	図書館司書	45	12
	体育指導員	3	1
	保育士	230	227
	介護職員	2	1
	巡回相談員	1	1
	家庭児童相談員	3	3
	心理相談員	2	2
	発達相談員	2	2
	小計	1,204	533
技術職員	土木技術者	228	6
	建築技術者	54	9
	機械技術者	27	-
	化学技術者	33	1
	電気技術者	29	-
	設備技術者	5	-
	運転手	72	-
	清掃作業員	174	1
	土木作業員	46	-
	下水作業員	28	-

(単位:人)

職種名		人数	うち女性数
技術職員	その他作業員	20	2
	調理員	72	40
	用務員	15	10
	校務員	39	18
	電話交換手	8	8
	ボイラー作業員	1	-
	水道現業員	36	-
	保健師・助産師	47	47
	看護師	201	196
	准看護師	13	13
	放射線技師	11	3
	検査技師	13	7
	薬剤師	13	8
栄養士	10	10	
その他医療技術	17	6	
小計	1,212	385	
その他	医師	45	7
	教諭	36	36
	指導主事	37	5
小計	118	48	
合計	2,534	966	

〔注〕各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人数	うち女性数	人数	うち女性数	人数	うち女性数
理事	5	-	6	-	5	1
部長	22	3	20	2	19	1
参事	20	-	18	-	15	1
次長	32	4	36	5	40	4
副参事	31	2	25	1	31	1
課長	90	11	87	9	88	17
主幹	42	3	37	3	30	5
課長代理	229	47	253	68	269	67
係長	443	123	461	116	486	130
主任(主査級)	95	28	79	23	72	21
監督・班長	64	16	49	15	52	23
主任	1,117	464	1,061	452	966	419
一般職員	332	205	340	217	343	228
その他	128	55	124	51	118	48
計	2,650	961	2,596	962	2,534	966

〔注1〕各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

〔注2〕「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・平成22年度)

次表は、平成22年度中におこなった、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:人)

区 分	採 用	異 動	休 職	復 職	退 職	育 休
市長部局	47	463	26	18	92	40
市民病院	40	59	2	1	26	19
水道局	2	30	2	1	3	1
市議会事務局	-	11	1	-	-	2
教育委員会	11	85	3	2	30	2
監査委員事務局	-	3	-	-	-	-
選挙管理委員会事務局	-	3	-	-	2	-
農業委員会事務局	-	3	1	1	-	-
計	100	657	35	23	153	64

〔注1〕育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含みます)。

〔注2〕退職には死亡者は含んでいません。

〔注3〕大阪府等との人事交流による派遣は除いています。

※発令とは、採用、退職、休職、復職等を行う際に、辞令(その旨を書いて本人に渡す書類)を交付することをいいます。

(7) 職員採用試験実施状況(平成22年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとする定められています。枚方市における、平成22年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職 種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員A	699	588	34
事務員B	5	5	-
保育士	73	66	7
土木技術者	20	16	1
建築技術者	15	13	3
助産師	5	4	4
看護師	43	42	35
臨床検査技師	7	7	2
幼稚園教諭	40	35	3
計	907	776	89

〔注1〕各任命権者分を含みます。

〔注2〕事務員Aは、大学卒・大学卒以外に福祉の有資格者も対象としています。

〔注3〕事務員Bは、身体障害者手帳に記載の身体障害者等級表による等級が1級～4級までの人を対象としています。

〔注4〕土木技術者・建築技術者は、大学卒・大学卒以外にそれぞれの技術者の資格を有した民間企業等実務経験者も対象としています。

(8) 枚方市構造改革アクションプランにおける年次別進捗状況(実績)の概要

(単位:人)

計画期間		数値目標	
始期	終期	削減数	職員数
平成16年4月1日	平成25年4月1日	770	2,413

(単位:人、%)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
正職員数	3,183	3,097	2,994	2,900	2,753	2,650	2,596	2,534
対16年度削減数	-	86	189	283	430	533	587	649
削減進捗率	-	11.2	24.5	36.8	55.8	69.2	76.2	84.3

II 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則等に基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)21年度 の人件費率
22年度	406,833人	1,183億6325万円	12億2149万円	231億4,830万円 (229億3,978万円)	19.6%	20.9%

〔注1〕 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)等も含んだ経費です。

〔注2〕 人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。

〔注3〕 普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。

〔注4〕 上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	2,042人	81億7,427万円	21億2,401万円	31億7,581万円	134億7,409万円	660万円	669万円

【参考】平成23年度一般会計予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	1,926人	77億5,905万円	20億9,478万円	30億4,617万円	129億円	670万円

〔注1〕 職員数は、一般会計予算に占める人数です。

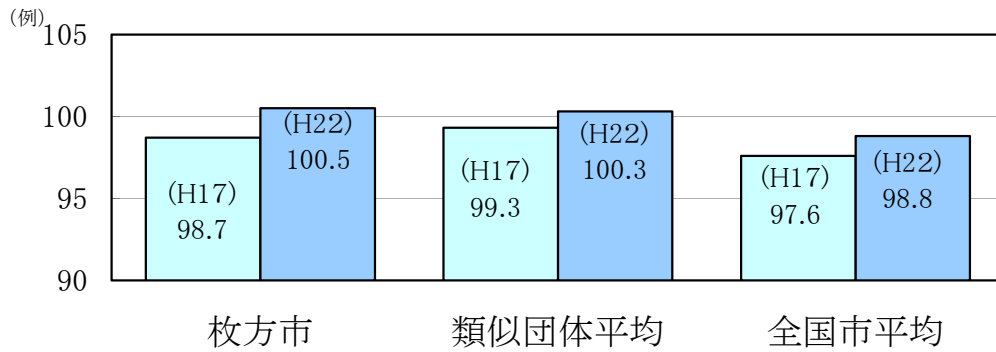
〔注2〕 一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道及び市民病院)を除いたものをいいます。

〔注3〕 上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) 特記事項

- ・ 人件費については、支出のピークであった平成10年度の約310億円から平成22年度には約229億円まで削減しました。
- ・ 昇任試験(選考)制度の拡大にあわせ、平成18年4月1日に、給料表を従来の6級制から職務・職責に応じた8級制に変更するとともに、国に進じた勤務成績に基づく昇給制度の導入や勤勉手当への勤務実績反映などにより、メリハリのある給与体系の構築を図りました。また、初任給についても引き下げを行いました。

(4) ラスパイレス指数の状況(平成22年4月1日現在)



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成22年4月1日現在)

100.5

〔注1〕ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

〔注2〕類似団体とは、人口規模・産業構造が本市と類似している団体41市(総務省提供「都道府県別類似団体名一覧表」による。以下の給与関係の公表において同じ。)のことです。

〔注3〕「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	366,200	413,000	466,700
最高号給の給料月額	243,700	319,600	404,000	407,600	418,100	458,400	480,500	540,300

〔注〕給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
枚方市	44.7 歳	352,829 円	458,078 円	424,653 円
大阪府	43.9 歳	315,831 円	417,195 円	371,549 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.2 歳	339,602 円	430,849 円	392,049 円

② 技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース 試算値(B)
枚方市	45.2 歳	358 人	338,882 円	414,417 円	391,572 円	6,548,598 円
うち 清掃職員	44.4 歳	181 人	334,738 円	421,249 円	389,135 円	6,623,705 円
うち 学校給食員	47.4 歳	53 人	349,585 円	405,502 円	398,549 円	6,477,164 円
うち 用務員	49.2 歳	39 人	365,819 円	421,300 円	414,510 円	6,750,085 円
うち 自動車運転手	41.0 歳	5 人	311,306 円	400,735 円	369,057 円	6,277,924 円
大阪府	47.8 歳	991 人	299,219 円	380,319 円	351,293 円	6,022,316 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—
類似団体	46.4 歳	219 人	325,173 円	389,267 円	364,848 円	—

民間 ※1				参考		民間 ※2		参考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース試算値 (D)	A/C	B/D	平均年齢	平均給与月額 (E)	A/E
廃棄物処理業従業員	44.6 歳	294,000 円	4,085,100 円	1.43	1.62	—	—	—
調理師	41.3 歳	280,700 円	3,767,300 円	1.44	1.72	—	—	—
用務員	53.8 歳	213,600 円	3,008,200 円	1.97	2.24	50.1 歳	244,883 円	1.72
自家用乗用自動車運転者	57.2 歳	299,600 円	4,017,800 円	1.34	1.56	55.8 歳	432,029 円	0.93

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	41.6 歳	339,874 円	443,011 円
大阪府	42.8 歳	331,617 円	401,811 円
類似団体	42.0 歳	333,336 円	387,934 円

〔注1〕「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

〔注2〕「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(平成19～21年の3カ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

〔注3〕「民間 ※2」は、平成22年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている平成22年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています(平成22年4月分)。

〔注4〕年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

		枚方市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	178,800 円	I 181,200 円 II 172,200 円
	高校卒	155,700 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	中・高卒	155,700 円	137,900 円	—

〔注〕技能労務職については、採用時の年齢に応じて初任給を定めています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,189 円	295,876 円	341,642 円
	高校卒	— 円	— 円	316,931 円
技能労務職	高校卒	— 円	269,100 円	301,236 円
	中学卒	— 円	— 円	285,400 円

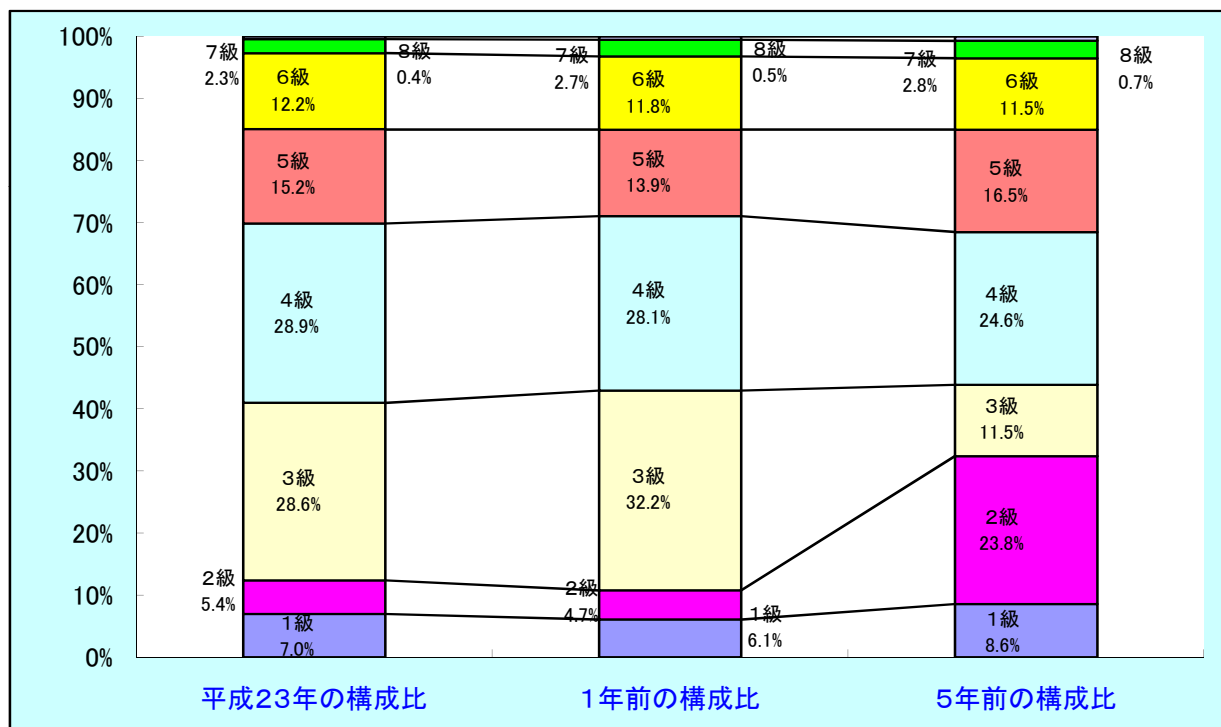
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	一般職員	83 人	7.0 %
2 級	一般職員	64 人	5.4 %
3 級	監督・主任	339 人	28.6 %
4 級	係長	343 人	28.9 %
5 級	課長代理	180 人	15.2 %
6 級	次長・課長・主幹	145 人	12.2 %
7 級	部長・参事	28 人	2.3 %
8 級	理事	5 人	0.4 %

〔注1〕 枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市では、平成10年度に「勤務評価制度」と業績を評価する「目標管理制度」を導入しましたが、それまでの整理を踏まえ、個々の制度を平成18年度に「総合評価制度」として充実・整理しました。この「総合評価制度」は、職員の職務遂行能力、取り組み姿勢及び成果・実績を的確に把握し、かつ適正に評価し、結果を異動・昇任・給与等に活用することで、職員のやる気を高め、意識改革を図るとともに、都市経営を支える職員を育む、庁内活性化・人材育成といった人事諸制度の基盤と位置づけて実施しています。

「総合評価制度」の実効性を確保するため課長代理級以上の職員を対象に、勤勉手当の成績率への反映を拡大するとともに昇給への反映を実施しました。さらに平成19年度からは、総合的・体系的に人材育成を図る観点から、係長級以下の職員についても試行(勤勉手当・昇給への反映なし)導入しています。

現在、地方公務員法改正の動きを注視しながら、係長級以下の職員への本格導入に向けた制度の再構築に取り組んでいます。

5 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

枚方市			大阪府			国		
1人当たり平均支給額(21年度) 1,508千円			1人当たり平均支給額(21年度) 1,670千円			—		
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.25 月分 (0.80) 月分	0.70 月分 (0.40) 月分	6月期	1.30 月分 (0.70) 月分	0.70 月分 (0.30) 月分	6月期	1.25 月分 (0.70) 月分	0.70 月分 (0.30) 月分
12月期	1.50 月分 (0.70) 月分	0.70 月分 (0.30) 月分	12月期	1.45 月分 (0.80) 月分	0.70 月分 (0.40) 月分	12月期	1.50 月分 (0.80) 月分	0.70 月分 (0.40) 月分
計	2.75 月分 (1.50) 月分	1.40 月分 (0.70) 月分	計	2.75 月分 (1.50) 月分	1.40 月分 (0.70) 月分	計	2.75 月分 (1.50) 月分	1.40 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%		
			期末特別手当(指定職) 期末手当			期末特別手当(指定職) 期末手当		
			6月期 1.60 月分			6月期 1.60 月分		
			12月期 1.75 月分			12月期 1.75 月分		
			計 3.35 月分			計 3.35 月分		

〔注1〕 期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

※ 4-(2)「昇給への勤務実績の反映状況」の項に記載のとおり

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

枚方市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%	
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成8年4月1日以降の実績分を加算	
22年度1人当たり平均支給額	6,839 千円	26,205 千円			

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

〔注4〕 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	1,070,134 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	374,412 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,658 人	10 %

〔注〕 地域手当とは、平成18年4月から従来の調整手当に替わり支給されることとなったもので、本市の場合支給率に変更はありませんでした。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	3,751 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	23,328 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	4.0 %		
手当の種類(手当数)	9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	1件当たり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務 感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務等	日額290円
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業 死体の清拭並びに鼻腔、口腔及び肛門に綿を詰める等作業等	1件当たり1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	法令に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	日額300円
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業 下水処理施設におけるスクリーン清掃作業	日額300円
診療用放射線装置取扱手当	課長代理以下	診療用放射線の照射業務中に当該装置の操作作業	日額230円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	1回当たり410～1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業	
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業等	
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合 例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者等	月額2,000円

〔注1〕特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げ等の見直しを行いました。

〔注2〕平成23年3月より東日本大震災支援要請に係る手当を支給しています(危険現場手当として日額1,000円)。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	506,080 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	234 千円
支給実績(21年度決算)	465,134 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	228 千円

〔注〕基礎となる職員数は、時間外勤務手当の支給対象である職員の延人数です。

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ	—	290,797 千円	223,656 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ※ただし、持家に係る手当の廃止に伴い、経過措置として1,000円を支給(管理職以外に限る)	同じ (※)	(※) 国は経過措置なし	102,159 千円	90,780 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 1,960円 (以降2kmごとに730円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 3,660円 (以降2kmごとに1,830円(20km以上は2kmごとに1,570円)加算)	異なる	【交通機関利用者】 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じてのみ算出し支給 月額24,500円支給限度 片道2km以上5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,100円 (以降5kmごとに2,400円(45km以上は5kmごとに900円)加算)	238,122 千円	105,737 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ~139,300円	320,366 千円	614,796 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	3,802 千円	245,280 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	1,047,600 円 (1,080,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,137,000 円 / 766,400 円
	副 市 長	911,800 円 (940,000 円)	950,000 円 / 658,500 円
報 酬	議 長	766,000 円	780,000 円 / 534,300 円
	副 議 長	727,000 円	740,000 円 / 467,000 円
	議 員	669,000 円	680,000 円 / 440,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成22年度支給割合) 3.95月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成22年度支給割合) 3.95月分	
退 職 手 当	市 長	算定方式 (1期の手当額) (支給時期)	
	副 市 長	給料月額(減額前)×在職月数×50/100 給料月額(減額前)×在職月数×30/100	25,920,000円 13,536,000円 任期ごとに支給
備 考			

[注1] 市長、副市長の給料額については、特別措置により給料月額3%削減(平成19年6月1日から実施)後の額です。
[注2] 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	69億3,160万円	7億6,064万円	11億8,051万円	17.0%	17.6%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	121人	5億3,447万円	1億3,291万円	2億1,014万円	8億7,752万円	725万円	657万円

[注1] 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)等も含んだ経費で、水道事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

[注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
枚 方 市 水 道 局	47.8 歳	421,907 円	604,353 円
団 体 平 均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚方市水道局			企業会計を除く全会計		
1人当たり平均支給額(21年度) 1,768千円			1人当たり平均支給額(21年度) 1,508千円		
(21年度支給割合)			(21年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.75 月分	1.40 月分		2.75 月分	1.40 月分	
(1.50) 月分	(0.70) 月分		(1.50) 月分	(0.70) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%		

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

枚方市水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2～20%	
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算	
平成22年度1人当たり平均支給額	－ 千円	25,670 千円	平成22年度1人当たり平均支給額	6,839 千円	26,205 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

〔注5〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				60,316 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)				456,939 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
全地域	10 %	132 人	10 %	

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				294 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				17,294 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)				12.9 %
手当の種類(手当数)				2 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う場合		月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業		日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)		
		災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業		
		風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出勤し行う作業等		

〔注〕平成23年3月より東日本大震災支援要請に係る手当を支給しています(危険現場手当として日額1,000円)。

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	20,058 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	216 千円
支給実績(21年度決算)	16,473 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	168 千円

〔注〕基礎となる職員数は、平成22年4月1日現在の職員数であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		20,856 千円	239,271 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ※ただし、持家に係る手当の廃止に伴い、経過措置として1,000円を支給(管理職以外に限る)	同じ		6,090 千円	83,330 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 1,960円 (以降2kmごとに730円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 3,660円 (以降2kmごとに1,830円(20km以上は2kmごとに1,570円)加算)	同じ		11,318 千円	129,595 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ		17,762 千円	685,345 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ		(時間外勤務手当に含まれます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	58億6,612万円	1億8,315万円	28億7,954万円	49.1%	49.6%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	320人	12億978万円	6億7,742万円	4億5,603万円	23億4,323万円	732万円	685万円

[注1] 職員給与費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、共済費(社会保険料の事業主負担分)等も含んだ経費で、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

[注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
枚 方 市 民 病 院	41.7 歳	347,312 円	594,188 円
うち 医 師	43.3 歳	511,987 円	1,334,191 円
うち 看 護 師	40.9 歳	303,982 円	468,292 円
うち 事 務 局 員	43.3 歳	388,935 円	620,373 円
団 体 平 均	—	—	—
うち 医 師	43.6 歳	568,024 円	1,362,558 円
うち 看 護 師	37.8 歳	289,210 円	458,998 円
うち 事 務 局 員	44.3 歳	345,719 円	527,590 円

[注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

[注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

[注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚 方 市 民 病 院	企 業 会 計 を 除 く 全 会 計
1人当たり平均支給額(21年度) 1,494千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,508千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分
勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20%

[注] ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

枚方市民病院			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%		その他の加算措置	定年前勸奨退職者2~20%	
調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の実績分を加算	
22年度1人当たり平均支給額	436 千円	17,943 千円	22年度1人当たり平均支給額	6,839 千円	26,205 千円

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

〔注5〕 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	129,188 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	403,712 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	320 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	268,956 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	1,174,481 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	69.5 %		
手当の種類(手当数)	7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査	日額:医師380円、看護師290円、技師90円
診療手当	医師	診療業務	診療局各科の当該月の収入額等に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	1回当たり2,000~9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所等危険な現場で行う業務等	日額220~650円
業務管理手当	主任技術者	業務管理	月額2,000円

〔注〕 平成23年3月より東日本大震災支援要請に係る手当を支給しています(危険現場手当として日額1,000円)。

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	71,432 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	216 千円
支給実績(21年度決算)	68,463 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	210 千円

〔注〕 基礎となる職員数は、平成22年4月1日現在の職員数であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の扶養親族1人目 11,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算	同じ		22,403 千円	212,696 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額27,000円 家賃月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 家賃月額23,000円超の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 ※ただし、持家に係る手当の廃止に伴い、経過措置として1,000円を支給(管理職以外に限る)	同じ		22,755 千円	208,284 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 用具の種類と距離に応じて算出し支給 月額55,000円が支給限度額 自転車:片道2km以上4km未満 900円 (以降2kmごとに200円加算) バイク:片道2km以上4km未満 1,960円 (以降2kmごとに730円加算) 自動車:片道2km以上4km未満 3,660円 (以降2kmごとに1,830円(20km以上は2kmごとに1,570円)加算)	同じ		30,403 千円	117,613 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 90,000円 部長 87,000円 参事 75,000円 次長 73,000円 副参事 67,000円 課長 66,000円 主幹 56,000円 課長代理 45,000円	同じ		49,918 千円	644,116 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	35,012 千円	794,223 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ		(時間外勤務手当に含みます)	

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(平成23年4月1日現在)

勤務時間等	本庁等の場合 月～金曜日(休日除く) 勤務時間:午前9時～午後5時30分 うち休憩時間45分
-------	---

〔注1〕 休憩時間については、平成18年10月1日に廃止しました。

〔注2〕 職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。このほか、時差出勤や3交替等の勤務形態があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別・平成22年度)

区分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延職員数(人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	21,766.5	12.2	16,627.1	9.3	3,914.9	2.2	21,464
市民病院	2,129.2	6.7	2,842.8	8.9	187.0	0.6	3,824
水道局	1,597.0	13.3	952.0	7.9	295.7	2.5	1,446
市議会事務局	138.9	8.0	162.8	9.4	54.0	3.1	208
監査委員事務局	74.5	9.3	69.7	8.7	-	-	96
選挙管理委員会事務局	46.5	6.6	45.0	6.4	-	-	84
農業委員会事務局	74.1	10.6	38.0	5.4	62.0	8.9	84
教育委員会	3,527.5	11.3	2,719.3	8.7	763.4	2.5	3,732
計/平均	29,354.2	11.4	23,456.7	9.1	5,277.0	2.0	30,938

〔注1〕 休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕 上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(平成23年4月1日現在)

種類	付与期間
ドナー休暇	必要と認められる日又は時間
ボランティア休暇	1年度に5日以内
結婚休暇	7日
妊娠休暇	1日に1時間以内
出産休暇	産前産後それぞれ8週間
育児休暇	1日に1時間以内
看護休暇	1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親族死亡休暇	続柄に応じ付与(例)配偶者、実父母及び実子…7日等
夏季休暇	7日以内
長期在職休暇	在職10年…3日、在職20年…3日、52歳に達する日の属する年度…5日
短期介護休暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

〔注〕 特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 時間外勤務の状況(機関別・平成22年度)

(単位:時間・人)

区分	時間外勤務時間数	延職員数	1人あたり月時間数
市長部局	129,299	18,064	7.16
市民病院	26,066	3,304	7.89
水道局	8,446	1,350	6.26
市議会事務局	1,379	137	10.07
監査委員事務局	212	60	3.53
選挙管理委員会事務局	728	36	20.22
農業委員会事務局	222	48	4.63
教育委員会	14,239	1,878	7.58
計	180,591	24,877	7.26

〔注〕 時間数には、土曜・日曜・休日等における勤務を含んでいます。

IV 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(平成22年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
-	-	35	-	35

〔注〕各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(平成22年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

処分日	区分	人数	事案の概要
平成22年4月23日	訓告	1	事務文書データ等の庁舎外持ち出し
平成22年6月18日	停職	1	万引き
平成23年3月4日	減給	1	欠勤の繰り返しによるもの

〔注〕各任命権者分を含みます。

V 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況(平成22年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。平成22年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数	事例
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	2	農業協同組合の支部役員への就任等
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	8	相続した不動産の経営等
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	8	勤務時間外に、報酬を得て国民生活基礎調査等調査員に従事等
計	18	

〔注〕各任命権者分を含みます。

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修については、職員の意識改革・能力開発を目的に、より実効ある研修実施に取り組んでいます。また、「人材育成型の人事計画」(平成17年3月策定)に基づき、職員の採用から退職までそれぞれのステージに即した職員一人ひとりの能力向上を目指しています。

(1) 研修の実施状況(平成22年度)

① 職場外研修

(単位:日、人)

研修名		対象者	日数	受講者数	
職場研修 研修 担当者 研修	職場研修担当者研修	職場研修担当者	4	93	
管理・ 監督・ 一般 職員 研修	新規 採用 職員	新入職員研修	平成22年4月入職の職員	3	51
		新入職員研修	平成22年4月入職の職員	1	50
		新入職員体験研修(福祉体験)	平成22年4月入職の職員	2	51
		新入職員フォローアップ研修(市民インタビュー)	平成22年4月入職の職員	—	51
		新入職員フォローアップ研修(宿泊研修)	平成22年4月入職の職員	2	50
		新入職員フォローアップ研修(副市長講話)	平成22年4月入職の職員	1	49
		新入職員フォローアップ研修(理事者講話)	平成22年4月入職の職員	1	51
		新規採用幼稚園教諭基礎研修	平成22年4月入職の幼稚園教諭	1	3
		新入任期付職員研修	平成22年4月1日以降に新規採用された任期付職員希望する非常勤職員。(未受講者に限る。)	1	41
	一般 職員	中堅職員研修～科目選択制研修(タイムマネジメント)	平成17年度入職(入職6年目)で30歳以下の職員 平成21年度入職(入職2年目)で30歳以上の職員 平成18～20年度入職(入職3～5年目)で30歳の職員 平成18～21年度入職(入職2～5年目)で30歳以下の希望する職員	2	24
		中堅職員研修～科目選択制研修(政策形成入門研修)		2	15
		中堅職員研修～科目選択制研修(コミュニケーション能力向上)		2	14
		キャリアデザイン研修	平成14年度入職(入職9年目)・主任2年目の職員、入職10年目未満で30歳以上の希望する職員	2	48
		3年目基礎研修	平成20年度入職(入職3年目)の職員	1	36
		中堅職員5年目研修～異業種体験研修	平成18年度入職(入職5年目)の職員 前年度未受講者	31	40
		再任用職員研修	平成22年度9月末・3月末の退職者で平成23年度再任用採用予定者	2	66
	事前	新任課長代理研修(課長事前研修)(マネジメント)	新任課長代理	1	54
		新任係長研修(課長代理事前研修)(マネジメント)	新任係長	6	93
		新任主任研修(係長事前研修)(ファシリテーション・コーチング)	新任主任	3	76
		主任事前研修	未受講者(入職1年目を除く)	1	56
	新任 基礎	新任管理者基本研修	新任課長	1	19
		新任課長代理基本研修	新任課長代理	1	52
		新任係長基本研修	新任係長	1	84
		新任課長基本研修(人権・特定事業主行動計画・メンタルヘルス)	新任課長	1	17
		新任課長OJT研修	新任課長	1	17

研修名		対象者	日数	受講者数		
管理・監督・一般職員研修	管理・監督者	新入職員指導育成者研修	所属長及び新入職員指導育成者	1	87	
		評価者研修(新任評価者)	新任課長代理	2	62	
		評価者研修(評価)	管理職	7	545	
		評価者研修(面談)	管理職	5	240	
		安全衛生管理研修	各課長及び保育所、生涯学習市民センター、図書館の各所属長	1	135	
		理事・部長研修	理事・部長(級)職員	1	45	
		次長・課長研修	次長・課長(級)職員	1	51	
	公務員基礎	地方公務員法研修	未受講者	1	69	
		地方自治法研修	未受講者(入職1年目を除く)	1	55	
		接遇研修	希望する職員	1	19	
		大阪人権博物館体験研修	平成19年度入職(入職4年目)の職員	1	51	
		人権研修	次長	1	48	
		人権研修	新任係長	2	87	
		人権研修	新任主任	1	62	
		メンタルヘルス研修(ラインケア)	課長	1	60	
		メンタルヘルス研修(セルフケア)	希望する職員	1	46	
		リスクマネジメント研修	新任課長及び前年度未受講者	2	26	
		能力開発・専門研修	パソコン研修	希望する職員	19	222
			政策研究グループ研修	政策形成能力を身につけたい若手職員	—	8
法律研修(地方公務員法)	希望する職員		1	20		
ファシリテーター研修	希望する職員		1	19		
クレーム対応研修	希望する職員		1	41		
プレゼンテーション研修	希望する職員		1	29		
キャリアデザイン研修	希望する職員(20～30歳代)		1	27		
手話研修(初級)	希望する職員		10	10		
専門研修「研修報告会」	希望する職員		1	48		
共催研修	希望する職員		3	189		
派遣研修	長期派遣		—	—	3	
	コアパーソン派遣研修	(公募による)	—	12		
	河北研修協議会主催研修	(公募による)	—	59		
	先進都市派遣研修	(公募による)	—	5		
	公開セミナー等派遣	(公募による)	—	129		

[注]各任命権者分を含みます。

② 自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ	3グループ 41名
通信研修	修了者数 38名
大学院就学奨励制度	3名

[注]各任命権者分を含みます。

③ 職場研修

件数
624件

[注]各任命権者分を含みます。

(2) 評定の状況(総合評価制度(勤務評価制度及び目標管理制度))

※9ページのⅡ-4-(2)「昇給への勤務成績の反映状況」の項に記載のとおり

VII 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会（府内42市町村などで構成）と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生に係る事業内容等について見直しを行いました。

市費負担教職員（指導主事）及び幼稚園教諭の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。大阪府教職員互助組合に対する事業主負担については、平成22年度に負担比率を引き下げました。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況 (単位:千円)

区分	平成22年度			平成23年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
枚方市職員共済会	45,946	22,973	1:0.50	1:0.51
大阪府教職員互助組合	*6,763	1,146	1:0.25	1:0.25

*負担比率の対象とならない定額掛金500円及び生涯福祉掛金1,500円(各一人あたり月額)を含みます。

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・平成22年度)

(単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市長部局	34	3
市民病院	13	5
水道局	2	-
市議会事務局	-	-
監査委員事務局	12	3
選挙管理委員会事務局	-	-
農業委員会事務局	-	-
教育委員会	-	-
計	61	11

VIII 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成22年度)

1件

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況(平成22年度)

該当なし

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(平成22年度)

該当なし

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。